令和2年3月26日

石川県生活環境部廃棄物対策課 直通:076-225-1470

内線: 4240

「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」の改定(案)に対する ご意見の募集について

1 ご意見募集の趣旨

本県では、「海岸漂着物処理推進法」や「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」等に基づき、 国や市町とも連携しながら、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進してきました。

このたび、海岸漂着物処理推進法の改正(平成30年6月)に伴う国の基本方針の変更 (令和元年5月)や石川県環境総合計画の改定(令和2年3月末予定)を踏まえ、本県に おける海岸漂着物対策を一層推進するため、「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」の改 定案を作成しました。

つきましては、本案について、県民の皆様からもご意見をいただき、「石川県海岸漂着 物対策推進地域計画」改定の参考とさせていただきたいと考えております。

2 ご意見募集の概要

(1) 募集期間

令和2年3月26日(木)~令和2年4月15日(水) (郵送の場合は、4月15日(水)の消印有効とします。)

(2) 募集内容

「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」の改定(案)についてのご意見

(3) 資料

「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」(案)の概要 「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」(案)の全文

(4) 資料の入手方法

県のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/chiikikeikaku/publiccomment.html

② 次の県内5か所で閲覧・入手できます。

· 県生活環境部廃棄物対策課 (金沢市鞍月1丁目1番地 県庁7階)

・ 県行政情報サービスセンター (金沢市鞍月1丁目1番地 県庁1階)

・ 県小松県税事務所 (小松市園町ハ108番地の1)

• 県中能登総合事務所 (七尾市小島町二部33番地)

· 県奥能登総合事務所 (輪島市三井町洲衛10部11番1)

3 ご意見の提出について

(1)提出方法

ご意見記入用紙に住所、氏名、意見等をご記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、ご意見を正確にいただくため、お電話や口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承下さい。

(2) 提出先

- ① 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県生活環境部廃棄物対策課循環型社会推進グループ (令和2年4月1日より、課名が「資源循環推進課」に変更となります。)
- \bigcirc FAX 076-225-1473
- ③ 電子メール jyunkan@pref.ishikawa.lg.jp

4 ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見は、計画改定の参考とさせていただきます。

また、ご意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表いたします。ただし、個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。なお、 ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承下さい。